

日立労基協だより

—第35号—

発行所
日立市幸町1丁目21番2号
日立商工会議所会館1階
一般社団法人日立労働基準協会
電話(0294)23-3431

編集兼発行人 加藤 和夫
印刷所 日立高速印刷㈱

新年あけまして
おめでとうござい
ます



年頭のご挨拶

(一社)日立労働基準協会

会長 曾根 徹

新年明けましておめでとうございます。会員事業場の皆様には、日頃より日立労働基準協会の運営に關しまして格別なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度の定期総会で家次前会長の後任として皆様からご承認を頂き、新しい体制での運営になりましたが、お陰様を持ちまして平成三十年度の事業計画を順調に進めることができ、重ねて御礼申し上げます。

さて、全国の平成二十九年度の労働災害状況は、死亡災害、休業四日以上、死亡災害の発生件数は共に前年を上回り、死亡災害は三年ぶり、死傷災害は二年連続で増加しました。事故の型別発生状況でみると休業四日以上、死傷災害の中で「転倒災害」が依然として最も多い状況であり、厚生労働省は「STOP! 転倒災害プロジェクト」を継続実施しており、事業場における転倒災害防止対策の徹底を呼びかけております。

労働衛生につきましては、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、仕事や職業生活に關する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として多い状況です。「働き方改革実行計画」等を踏まえ、過重労働縮減に向けた取り組みをさらに加速させる必要があります。また、労働力の高齢化が進む中で、病気を

抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応も求められており、企業としては、多くの安全衛生活動に積極的に取り組む必要があります。

各事業場におかれましては、種々安全衛生活動を展開して頂いていることと思いますが、労働安全衛生活動の活性化を図ることや、人材育成といった観点での安全衛生教育の実施等、積極的に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

今後も安全衛生に關する多くの課題があります。新しい年を迎え気持ちを新たに、日立労働基準監督署管内における労働災害の撲滅に向け、関係官庁のご協力を賜りながら、会員事業場のニーズに応え昨年以上の活動が展開できるように、尚一層の努力をして参る所存です。今後ともご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の皆様にとつて、今年一年が飛躍の年となることを祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

役員一同



年頭のご挨拶

日立労働基準監督署

署長 谷

渉

新年あけましておめでとございます。日頃より、日立労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、労働災害防止をはじめとした労働基準監督署の各種の施策や催しに積極的なご協力・ご参加を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法が昨年可決成立し、本年四月より順次施行されます。特に、労働時間法制の見直しとして、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の年五日間の取得義務付け、「勤務間インターバル制度」の導入など、「働きすぎ」を防止しながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様な柔軟な働き方」の実現を目指すものです。皆様におかれましては、これら「働き方改革」の趣旨をご理解いただき、ご対応のほどよろしくお願いたします。

昨年の日立監督管内の労働災害発生状況について、十月末現在で休業四日以上での死傷者数は一四六件となり、前年(平成二十九年)同期の一三五件と比べて十一件の増加となっております。特に製造業においては四十五件となり、前年同期の二十八件より十七件もの大幅な増加となっております。さらに、前年未発生であった死亡災害についても、一名の方が亡くなられています。

このような状況から、日立監督署では昨年の十二月一日から今年の一月三十一日までの二か月間、「年末・年始労働災害

防止強化運動」を展開しています。労働災害が多発しやすいこの時期における無災害の実現のため、日頃の安全衛生活動について再点検を行っていただく等、より一層のご協力をお願いいたします。

一方、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害にかかる労災請求事案が増加しています。長時間労働の改善やパワハラ・セクハラなどの防止について努めていただくほか、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するためのストレスチェックの実施についてもよろしくお願いたします。

日立労働基準監督署では、本年も、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一丸となって職務を遂行してまいりますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、日立労働基準協会並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

平成30年度 安全衛生関係各種表彰 受賞者紹介

1. 茨城労働局長表彰

・奨励賞

(株)常磐谷沢製作所茨城工場 殿

北茨城市

2. 茨城県産業安全衛生大会表彰

(1) (一社)茨城労働基準協会連合会長表彰

・功績賞 三岡 毅 殿 日立金属(株)茨城工場

日立市

(2) 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

・事業場賞 (株)吉田組 殿

日立市

(3) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

・事業場賞 尾又運送(株) 殿

日立市

(4) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部

日立支部長表彰

・事業場賞 丸池海運(株)日立事業所 殿

日立市

3. (一社)日立労働基準協会会長表彰

(1) 安全衛生優良事業場賞

・ニダック(株)高萩工場 殿

高萩市

・(株)高橋電器製作所 殿

日立市

(2) 功績賞

・中出 良幹 殿 特別教育講師

・大森 正明 殿 特別教育講師

・菊池 和彦 殿 運営委員

・川澄 至 殿 運営委員

・皆川 宏貴 殿 運営委員

謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

運営委員一同



安全週間説明会を開催

全国安全週間(平成三十年七月一〜七日)準備月間の六月十三日に、二八七名の参加をいただき開催しました。開会あいさつに引続いて、安全週間の実施項目・参考事例等について、日立労働基準監督署担当官より説明を受け、参加者が労働安全活動の決意を新たにしました。

事例発表

説明会では、JX金属(株)菊池和彦様から、「多種多様な製造部門を一つにまとめる安全活動」として事例発表をいただきました。

会社内には、非鉄金属の重量物燃焼炉の高温物の取扱い、回転体薬品の取扱いなど、各部門で様々なリスクがあり、対応も部門別だったものを、階級別の安全協議会や他部署の巡回巡視、安全発表会、リスクアセスメントでリスクの低減対策、内部監査により、災害を減少させ、無災害となった。



事例発表 菊池和彦氏



リスクアセスメントの取組みとコミュニケーションの活性化を必要としています、という事業内容と安全衛生活動の貴重な説明がありました。

特別講演

「デイズニーにおける安全とは」

元・東京デイズニーランド

アトラクション責任者

石坂秀己氏

講演では、お客様に笑顔になってもらうことをめざし、従業員(キャスト)同志が良い点を出しあい信頼関係を強くしたいと目的を達成できないなど、華やかな舞台は、その裏での厳しさと努力の中で生まれるといった話や、群馬山中に墜落の日航機事故では、亡くなられた子供さんの写真が見つかり、その中にデイズニーランドでの笑顔の写真が写っていたことから、デイズニーが、楽しい思い出になっていたことを知らされ仕事に向き合う姿勢を改めることが出来たと話されたことが印象的でした。



特別講演 石坂秀己氏

§優良従業員

表彰される§

平成三十年五月三十日の理事会・定時総会に先立って優良従業員表彰式が行われ、永年勤続・成績優良と認められた六十六名の方が受賞されました。おめでとうございます。今後とも安全衛生活動など先頭に立って活躍されることを期待します。



受賞者の皆様

日立地区安全衛生大会

日立地区安全衛生大会(九月七日)は、全国衛生週間(十月一日〜七日)を前に開催しました(参加者 二四〇名)。

大会では、当協会長賞の表彰式が行われ、安全衛生優良事業場賞には、ニダック(株)高萩工場様、(株)高橋電器製作所様が受賞されました(写真、上)。また、功績賞には、中出良幹様、大森正明様(以



優良事業場賞

上、別教育講師)、と菊池和彦様、川澄至様、皆川宏貴様(以上、運営委員)がそれぞれ受賞されました(写真、下)。皆さま、おめでとうございます。



功績賞



事例発表 渡辺光史氏

事例発表

(株)常磐谷沢製作所渡辺部長様から、「保護帽の安全性とわが社の安全衛生について」として貴重な事例発表をいただきました。安全衛生活動について、作業員目線による安全衛生活動として、作業員による危険個所の指摘からその改善までも行っているなどの取組みの説明に加え、日本初の実用新案登録の保護帽は紙製であったことや、保護帽は大切な頭部を守る保護具、規格の定めがあり、飛来・落下物、鋭利な物からの保護、高所から墜落した場合、転倒等、感電防止これらから頭部を保護するために、作業の内容に応じた適切なものを着用しなければならぬ、といった保護具メーカーとしての詳細な説明もいただきました。

特別講演

「事例から学ぶ ハラスメントとその対策」

労働衛生コンサルタント

片倉 薫 講師

ハラスメントには、パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、ジェンダーハラスメントなどがあり、相手の判断が重要、不快感は個人差があり、●妊娠を報告で「いつでもやめていいよ」の対応は解雇など不利益取り扱いを示唆する言動でハラスメント該当、●「若い女の子に入れてもらったお茶はおいしいな」は、性別役割分担に基づく言動で不快となればセクハラ該当、となる。この程度は許容範囲だ、といった安易な判断は、社外の酒席でも職場の関係での行動が相手には不快となるなど、受け手の感じ方、認識の他に、職場での優位性や業務の範囲内か否か、なども含め総合的に判断されること、そのため、周囲の協力なしにはなくせないことから、普段からコミュニケーション向上に努めましょう、との説明がありました。



特別講演 片倉 薫氏

日立労働基準監督署からのお知らせ

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況(10月末日現在)

平成30年の労働災害発生件数(休業4日以上)の死傷災害は10月末日現在で146件と、前年同時期に比べ11件の増加となっております。

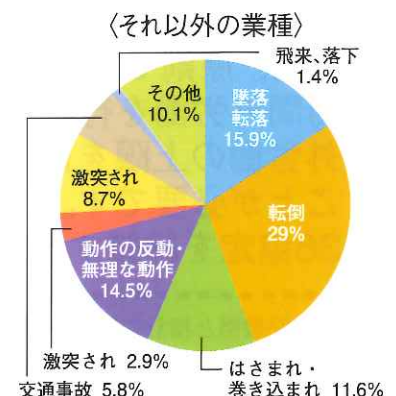
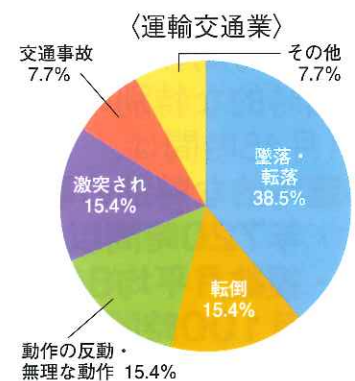
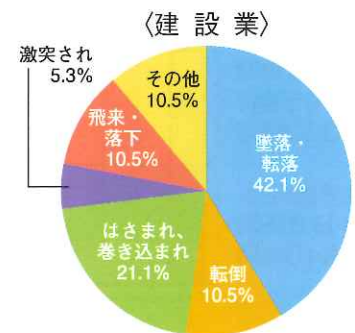
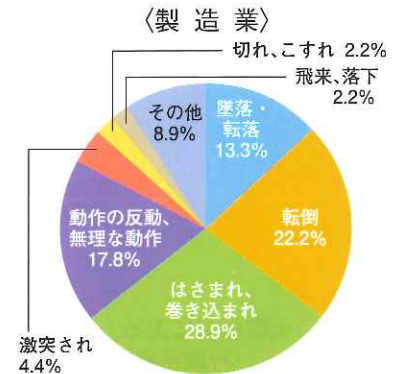
業種別では、建設業(前年比-7件)、商業(前年比-5件)、運輸交通業(前年比-4件)などで減少しているものの、製造業(前年比+17件)において大幅な増加が認められます。また運輸交通業において死亡事故が1件発生しております。

業種	日立署管内(業種別)			茨城県内(業種別)					
	平成29年	平成30年	同期比	平成29年	平成30年	同期比			
	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡			
製造業	食料品	2	4	2	204	1	216	12	-1
	木材・木製品			0	21		24		3
	化学工業	4	2	-2	61		61		
	窯業土石製品	1	2	1	34	41	1	7	1
	鉄鋼業	1	3	2	25	17		-8	
	金属製品	6	6	0	98	109		11	
	一般機械器具	1		-1	41	39		-2	
	電気機械器具	7	15	8	22	34		12	
	輸送用機械器具	3	4	1	22	27		5	
	その他	3	9	6	82	107		25	
小計	28	45	17	610	1	675	1	65	
建設業	土木工事	5	5	0	75	4	57	5	-18
	建築工事 (木造建築工事以外)	15	5	-10	103	3	85	2	-18
	木造建築工事	3	2	-1	31	29		-2	
	その他	3	7	4	89	78	2	-11	2
	小計	26	19	-7	298	7	249	9	-49
運輸交通業	17	13	1	300	1	299	3	-1	
貨物取扱業			0	27	1	31	1	4	
林業	3	1	-2	12	1	11		-1	
商業	17	12	-5	269		304	2	35	
通信業	6	8	2	58		79		21	
保健衛生業	17	18	1	133		183		50	
接客娯楽業	9	12	3	146		178	1	32	
その他	12	18	0	299	3	336		37	
合計	135	146	1	2,152	14	2,345	17	193	

※死亡は内数

(参考)管内の労働災害速報は、茨城労働局HP(労働基準監督署のコーナー)に掲載しておりますのでご参照下さい。

事故の型別災害発生の割合(日立署管内)



「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

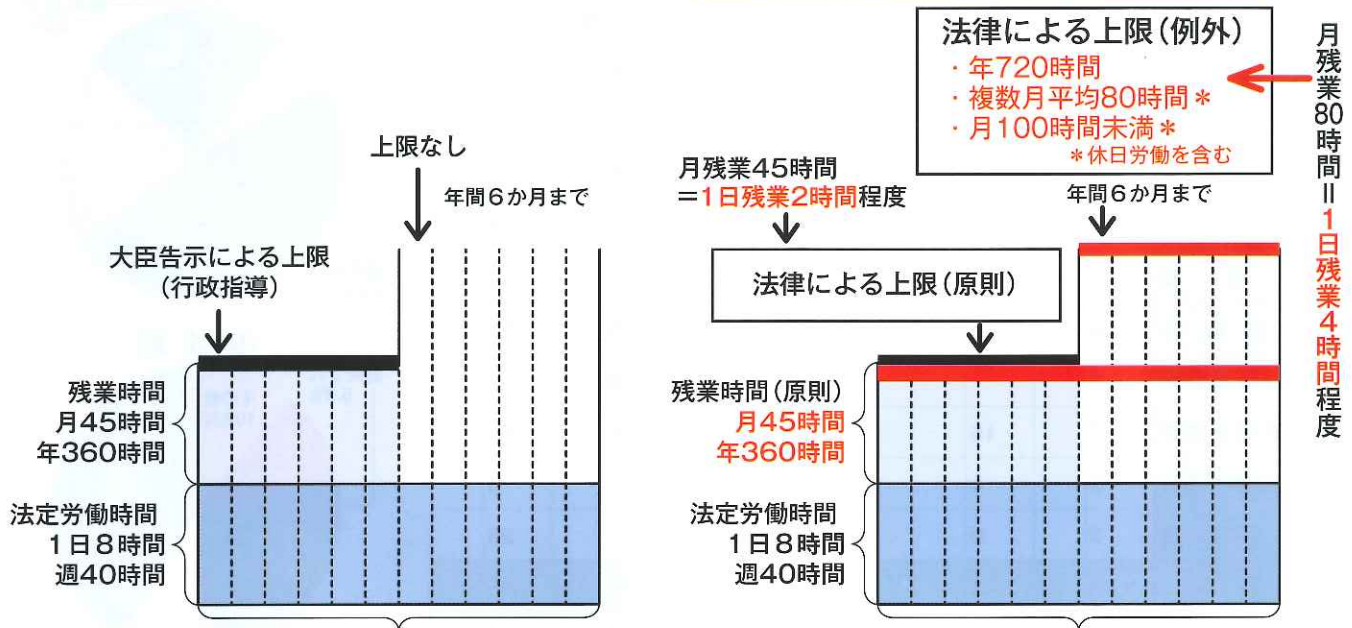
① 残業時間の上限を規制します

(現在)

法律上は、残業の上限がありませんでした(行政指導のみ)。

(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)
- ◎ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
 - ・ 年720時間以内
 - ・ 複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・ 月100時間未満(休日労働を含む)
 を超えることはできません。(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し(36協定)、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。(記載例参照)
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

記載例 <http://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf>/<http://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>(特別条項)
指針 <http://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

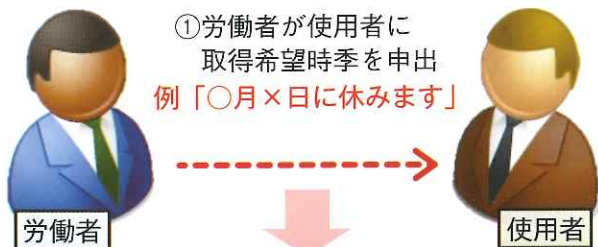
【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

②年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

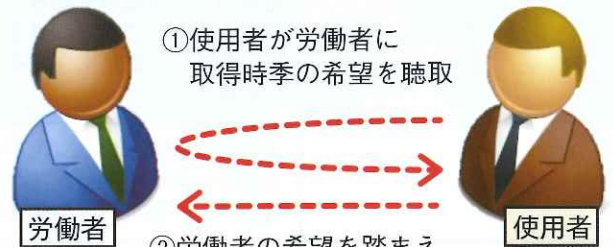


②〇月〇日に年休が成立

そもそも、①の希望申出がしにくいという状況がありました。
→我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



②労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定

例「〇月〇日に休んでください」

③〇月〇日に年休が成立

【ポイント】

- 対象者は、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)
- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える
- 労働者が自ら申し出て取得した日数や、計画的付与で取得した日数については、5日から控除することができる
(例) 労働者が自ら5日取得した場合 → 使用者の時季指定は不要
労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 → /
労働者が自ら3日取得した場合 → 使用者は2日を時季指定
計画的付与で2日取得した場合 → 使用者は3日を時季指定
- 時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければならない
- 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存

その他各改正事項の施行・適用

被改正法律・項目		内 容	大 企 業	中 小 企 業
雇用対策法		働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を定めることとする。	平成30年7月6日	
労働基準法	労働時間の上限 (第36条等)	時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定。(罰則付)	平成31年4月1日	平成32年4月1日
	高度プロフェッショナル制度の創設 (第41条の2)	職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。		平成31年4月1日
	年5日の年次有給休暇の取得義務 (第39条第7項)	使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととする。		平成31年4月1日
	フレックスタイム制見直し(第32条の3)	フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長。		平成31年4月1日
	中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止 (第138条)	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止。	—	平成35年4月1日
労働時間等設定改善法		勤務間インターバル制度の普及促進、事業主への取引上配慮すべき事項に関する責務の規定など。	平成31年4月1日	
労働安全衛生法、じん肺法		産業医・産業保健機能の強化、高プロ対象者を除くすべての労働者を対象とした労働時間の状況の把握の義務化など。	平成31年4月1日	
パートタイム労働法・労働契約法		短時間・有期雇用労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など。	平成32年4月1日	平成33年4月1日
労働者派遣法		派遣労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など。	平成32年4月1日	

茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改定のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記のとおり改正されました。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		822円	平成30年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	916円	平成30年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	880円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	877円	
	各種商品小売業	849円	



謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

事務局一同

平成31年度 協会行事等

月	会議・行事	関連行事
5月	優良従業員表彰式 (28日) 理事会 (28日) 定時総会 (28日)	
6月	全国安全週間説明会 (12日)	全国安全週間準備期間 (1日～30日)
7月		全国安全週間 (1日～7日)
9月	日立地区安全衛生大会 (6日)	全国労働衛生週間準備期間 (1日～30日) 免許出張特別試験(水戸市) (8日)
10月		全国労働衛生週間 (1日～7日) 茨城県産業安全衛生大会(水戸市) (4日) 全国産業安全衛生大会(京都市) (23日～25日)
12月		年末年始無災害運動 (12月15日～1月15日)
1月	理事会 (29日)	

〈お問合せ先〉 (一社)日立労働基準協会 TEL 0294-23-3431 FAX 0294-23-3461

健康診断のご案内

(一財)全日本労働福祉協会では、労働安全衛生法第66条に定められた各種の健康診断を行っております。健康診断は、各事業所の日程に合わせ、健診車で各事業所に赴き行っておりますので、ご利用ください。なお、健診の申込みをされる事業場は、同封の申込書により(一社)日立労働基準協会までお申込み下さい。また、作業環境測定やストレスチェック制度実施の申込みも受けております。

一般健康診断

- ・定期健康診断
- ・雇入時の健康診断

特殊健康診断

- ・有機溶剤等健康診断
- ・鉛健康診断
- ・特定化学物質健康診断
- ・行政通達による健康診断
- ・その他健康診断

生活習慣病健診

協会けんぽ等健診



〈お問い合わせ先〉 (一財)全日本労働福祉協会茨城県支部 茨城健診センター
〒319-0209 茨城県笠間市泉1615-1
TEL 0299-37-8855 FAX 0299-37-8857

平成31年度 講習・教育計画

	種 別	開 催 日	実 技 会 場
技能講習	玉掛け	4/4～6・6/6～8・8/1～3・10/3～5 12/5～7・2/6～8	(株)日立製作所 日立事業所 三菱日立パワーシステムズ(株)
	床上操作式クレーン運転	7/4～7・11/14～17	同 上
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者	5/14～15・9/3～4・12/3～4	
	有機溶剤作業主任者	5/16～17・6/19～20・8/29～30・10/30～31 12/12～13・2/26～27	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者(学科2日、実技1日)	6/25～28・10/15～18・2/18～21	
	ガス溶接	9/20～21	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	フォークリフト運転(学科)	4/3・5/10・6/14・7/17・9/11・10/10 11/13・1/10・2/25	(一社)日立労働基準協会実技会場 (*左記学科講習日後の3日間)
	乾燥設備作業主任者	4/16～18	
特別教育	アーク溶接	1/17～18	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	クレーン運転(5トン未満)	4/19～20・10/11～12	(株)日立製作所 国分生産本部
	研削といし(自由研削)	6/29・1/11	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	研削といし(機械研削)	3/6～7	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	プレス・シャー	11/8～9	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	電気(低圧)取扱い業務	6/21～22・9/27～28・2/28～29	(株)日立製作所 日立事業所
	粉じん作業	6/5・12/11	
講習会	安全衛生推進者等養成講座	8/27～28	
	職長・安全衛生責任者教育	5/8～9・7/18～19・9/25～26・11/19～20 1/21～22・3/9～10	
	リスクアセスメント担当者研修会	7/10	

(注)・枠内数字は、開催月日です。実技会場記載の講習も学科の講習があり、その会場は、研削といし(自由)を除き、日立商工会議所会館となります。フォークリフト運転実技講習は、学科の後に3日間です(日程は別途指定)。

・受講申込の受付は、開催日の約1ヶ月半前から行います。詳細は、各講習案内でご確認ください。

当協会のホームページからも募集案内・申込書の取得及び受付状況が確認できます。

<お問合せ先> (一社)日立労働基準協会

〒317-0073 日立市幸町1-21-2 TEL 0294-23-3431、FAX 0294-23-3461

編集後記

昨年6月の定時総会で前任者から事務局業務を引き継ぎ、多くの会員様にご参加をいただき、事業が順調に実施できておりますことに感謝申し上げます。

今年は十二支最後のいのしし年、また平成も最後となりますが、最後の後は新しい年があり、そこには新たな希望が含まれているものと思います。皆様のご発展をお祈りしつつ、会員の皆様のお役に立つよう努めてまいります。

(事務局 加藤和夫)



お知らせ

当協会では、会員の皆様へ迅速な情報を提供するため、ホームページを作成しています。

講習等の受講希望に対応するため、日程、各講習の申込状況など、日々更新しております。また、労働基準法等の法律改正、監督署、ハローワークの情報等、迅速な掲載に努めております。ぜひご活用ください。

